証券コード　7077
2022年５月６日

株　主　各　位

東京都新宿区山吹町337番地
都住創山吹町ビル801号室
株式会社ＡＬｉＮＫインターネット
代表取締役ＣＥＯ　池田　洋人

第９回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第９回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。なお、当日ご欠席の場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご覧の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、事前に郵送により、2022年５月23日（月曜日）午後５時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2022年５月24日（火曜日）午前10時
（受付開始は午前９時半とさせていただきます。）

２．場　　所　東京都千代田区九段北四丁目２番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）　５階　大雪
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第９期（2021年３月１日から2022年２月28日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

議　　案　定款一部変更の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.alink.ne.jp/ir/stock/meeting.html）に掲載させていただきます。
◎株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

新型コロナウイルス感染予防への対応につきましては、次ページをご確認くださいますよう、お願い申しあげます。

＜新型コロナウイルス感染予防対応のお願い＞

新型コロナウイルス感染予防のため、株主様の安全を第一に考え、下記対応を取らせていただきます。株主の皆様の安全を第一に考えての予防対応ですので、ご理解とご協力の程よろしくお願い申しあげます。

記

1．株主様へのお願い

・株主総会にご出席を検討されている株主様におかれましては、新型コロナウイルス感染のリスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場をお控えいただくことをご推奨いたします。特に、感染による影響が大きいとされる、ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方等におかれましては、ご来場をお控えいただくことを強くご推奨いたします。

2．ご来場いただく株主様へのお願い

・受付前に用意したアルコール消毒液による手指の消毒をお願いいたします。
・議場にご来場の株主様におかれましては、マスクの着用をお願いいたします。なお、会場にマスクの用意はございません。
・当日は、議場受付前に株主様の体温を計測させていただき、37.5度以上の発熱が確認された場合は、ご入場の制限等をさせていただきます。
・ご来場の株主様で、体調不良とお見受けされた方には、スタッフからお声がけさせていただき、ご入場をお断りする場合がございます。

3．当社の対応について

・役員及び運営スタッフは、健康状態を確認したうえで当日出席し、マスクを着用して対応させていただきます。
・会場内スペース（座席等）につきましては、余裕を持って配置する予定でございます。

本総会において感染予防対応を徹底しますが、感染リスクを完全に排除することはできません。総会当日までの感染予防の状況や政府の発表内容に応じて、ご自身及び周囲への感染予防のために慎重なご判断をお願い申しあげます。

また、今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況次第では、株主の皆様の安全を第一に考え、本総会の運営・会場を変更する場合がございます。運営・会場に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト（https://www.alink.ne.jp/ir/stock/meeting.html）に掲載いたしますのでご出席の際はご確認ください。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（2021年３月１日から
2022年２月28日まで）

１．会社の現況

（1）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当社は、“未来の予定を晴れにする”を経営理念として、一般財団法人日本気象協会との共同事業である天気予報専門メディア「tenki.jp」を運営してまいりました。

当事業年度において、収益面に関しては新型コロナウイルス感染症による影響で広告出稿を控える動きに加え、プライバシー保護の観点によるCookie規制のため、引き続き広告単価は低迷しました。ただし広告単価については第３四半期ごろより底打ち感も見えてきております。

一方で、サイト内回遊施策や検索エンジン最適化といった施策の結果、レジャー系コンテンツを中心に過去最高のアクセス数を記録するなど、PV数は前年同期比で大幅に増加（対前年同期比119％）、メディアとして大きく成長しました。

費用面に関しては、新規事業に関連した人件費や開発費のコストが増加し、販売費及び一般管理費は増加しました。

この結果として、当事業年度の業績は、売上高649,695千円(前期比6.3％増)、営業利益220,430千円(前期比1.3％減)、経常利益215,310千円(前期比0.1％増)、当期純利益205,244千円(前期比8.3％増)となりました。

なお、当社はtenki.jp事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしておりません。

② 設備投資の状況
当事業年度中において実施した設備投資はありません。

③ 資金調達の状況
当事業年度中において実施した資金調達はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第６期 (2019年２月期)	第７期 (2020年２月期)	第８期 (2021年２月期)	第９期 (当事業年度) (2022年２月期)
売　　上　　高（千円）	694,139	743,939	610,988	649,695
経　常　利　益（千円）	344,530	327,923	215,084	215,310
当　期　純　利　益（千円）	232,349	226,067	189,497	205,244
１株当たり当期純利益　(円)	120.00	113.85	90.13	96.42
総　　資　　産（千円）	969,010	1,389,958	1,579,589	1,805,071
純　　資　　産（千円）	826,117	1,286,638	1,476,065	1,686,795
１株当たり純資産　(円)	423.13	612.00	702.11	789.39

(注)　当社は、2019年８月21日付で普通株式１株につき60株の株式分割を行っておりますが、第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「気象情報」を社会インフラ化することを事業目的としております。tenki.jpは一般的な気象情報のみならず、日本気象協会所属の気象予報士による記事や独自の指数情報（服装、体感等）、レジャー天気情報等も掲載されており、PCのWebページ、スマートフォンアプリ、スマートフォンサイトを合わせて年間約55億PV(2022年２月期実績)を記録しております。天気情報は、各種メディアでも必ずと言っていいほど触れられており、気象庁の観測データを頂点とした社会インフラ化が一定程度は進んでおりますが、昨今多発している異常気象や天災の発生において、必ずしも正確な情報がリアルタイムに共有されていないこと等から、当社としては、気象情報の分野においてまだ取り組むべき余地は十分にあると考えております。当社は、今後もtenki.jpの充実を図り、知名度向上を目指し、上述の課題に対するソリューションを提供すべく事業を展開する予定であります。

具体的に、当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① サービスの認知度向上

当社が今後も高い成長率を持続していくためには、「tenki.jp」の認知度を向上させ、継続的にご利用頂けるユーザーを獲得していくことが必要不可欠であります。しかしながら、コロナ禍の昨今、広告宣伝効果が見極めづらい状況が続いたため、その費用を抑制しておりましたが、改めてマーケティングや広報活動等を強化・推進し、積極的な認知度向上に向け取り組んでまいります。

② 技術革新への対応

当社は、広告のトレーディングデスク業務を主体にマネタイズを展開しておりますが、新たなインターネット関連の技術革新やデータ分析技術の進歩に対してタイムリーに対応することが、今後の事業展開上重要な要素であると認識しております。特に昨今、広告識別子やcookieに依存しない気象データに注目が高まっている背景を踏まえ、Google等インターネット・サービス事業者の動向を把握し、その技術情報をいち早く入手しつつ独自の技術を開発することで、自社サービスの先進性やユニーク性を確保してまいります。

③　人材採用及び組織体制の整備

当社の継続的な成長には、事業拡大に応じて優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。積極的な採用と人材の定着を推し進めるため、多様なワークスタイルの支援を通じた働きやすい魅力ある職場作りに取り組むとともに、適正な評価がなされるよう人事制度の更なる改善、組織体制整備を行ってまいります。

④　内部統制及びコンプライアンスの強化

当社は、今後も更なる業容拡大を図るため、当社の成長段階に沿った内部管理体制の強化が必要と認識しております。このため、成長ステージに合わせバックオフィス機能を拡充していくとともに、経営の公正性・透明性の確保に取り組んでまいります。また、社内研修や勉強会等を開催し内部統制及びコンプライアンスの強化に努めてまいります。

⑤　新規ソリューションの提供

当社は、気象情報の一般消費者への提供だけでなく、気象情報と現実社会の連携を深めるための新規ソリューションの提供を検討しております。また、「Society5.0」※に定義付けられた、経済発展と社会的課題の解決を両立するための新たなメディアやソリューション事業を、日本気象協会と共同での創出と当社単独での取り組みの双方で推進してまいります

※内閣府の第５期科学技術基本計画より

⑥　他企業との業務提携やM＆Aの活用

当社は、他企業との業務提携やM＆Aなどの手段が、既存事業の発展や新規事業創出をスピーディに実現させるための有効な手段と考えており、今後の事業展開においてもその可能性について積極的に検討してまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年２月28日現在）

tenki.jp事業　一般財団法人日本気象協会との共同事業である天気予報専門メディア「tenki.jp」運営

(6) 主要な事業所（2022年２月28日現在）

名　　称	所　　在　　地
本　　社	東京都新宿区山吹町337番地　都住創山吹町ビル801号室

(7) 使用人の状況（2022年２月28日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
21名	5名増	41.8歳	2年10カ月

（注）　上記にはパートタイマーは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2022年２月28日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式の状況（2022年２月28日現在）

（1）発行可能株式総数　7,800,000株

（2）発行済株式の総数　2,136,900株

（3）株主数　1,261名

（4）大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
池田洋人	815,900	38.18
松本修士	620,200	29.02
亀井友廣	51,000	2.38
池田直紀	30,200	1.41
株式会社ＳＢＩ証券	28,800	1.34
松井証券株式会社	26,400	1.23
一般財団法人日本気象協会	20,400	0.95
速水裕	20,300	0.95
楽天証券株式会社	19,300	0.90
ＳＩＣＡＶ ＥＳＳＯＲ ＪＡＰＯＮ ＯＰＰＯＲＴＵＮＩＴＥＳ	14,800	0.69

（注）　持株比率は自己株式（68株）を控除して計算しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	株式会社ＡＬｉＮＫインターネット 第１回新株予約権
発行決議日	2017年10月２日
新株予約権の数	1,130個
新株予約権の目的となる株式の数	67,800株（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権１個当たりの発行価額	無償
権利行使時１株当たりの行使価額	159円（注）
権利行使期間	2019年10月20日から 2027年 9 月30日まで
新株予約権の行使条件	（注）
役員の保有状況	取締役（社外役員を除く。）１名 新株予約権の数　　1,100個 目的となる株式数　66,000株

（注）

・2019年８月21日付で行った１株を60株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「権利行使時１株当たりの行使価額」は調整されております。

・新株予約権の行使条件

① 新株予約権の１個の一部行使は認めないものとする。

② 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役又は使用人（以下「当社役員等」という。）の地位を有することを要し、当社役員等の地位を失った場合は行使できないものとする。なお、新株予約権者が当社役員等の地位を失った後、再度当社役員等の地位を得た場合であっても、新株予約権の行使はできないものとする。

③ 新株予約権者は、当社が東京証券取引所その他これに類する国内又は国外の証券取引所に上場する日まで権利行使することができないものとする。

④ 新株予約権者が所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合、その後、当該申し出た部分について新株予約権を行使することはできない。

⑤　新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
⑥　新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認められない。ただし、当社取締役会の決議により承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

（1）取締役及び監査役の状況（2022年２月28日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役ＣＥＯ	池　田　洋　人	―
取締役ＣＳＯ	富　田　知　尚	サービス統括部長
取締役ＣＦＯ	中　村　和　徳	コーポレート部長
取　締　役	柴　田　幸　夫	ジン・パートナーズ株式会社代表取締役 株式会社エヌリンクス社外取締役
常勤監査役	小　林　慎太郎	―
監　査　役	木　村　貴　弘	木村・多久島・山口法律事務所パートナー弁護士
監　査　役	渡　邉　　淳	公認会計士渡邉淳事務所代表 株式会社H&Hホールディングス社外取締役

（注）１．取締役柴田幸夫氏は、社外取締役であります。
２．監査役小林慎太郎氏、木村貴弘氏及び渡邉淳氏は、社外監査役であります。
３．監査役渡邉淳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、社外取締役柴田幸夫氏並びに社外監査役小林慎太郎氏、木村貴弘氏及び渡邉淳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．松本修士氏及び池田直紀氏は、2021年５月25日開催の第８回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役柴田幸夫氏並びに社外監査役木村貴弘氏及び渡邉淳氏は会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役であり、当該役員が保険料の一部を負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、１年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、填補する額について限度額を設けること等により、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬	
取締役 （うち社外取締役）	80,562 (4,200)	80,562 (4,200)	— (—)	— (—)	6名 (1名)
監査役 （うち社外監査役）	15,000 (15,000)	15,000 (15,000)	— (—)	— (—)	3名 (3名)
合計 （うち社外役員）	95,562 (19,200)	95,562 (19,200)	— (—)	— (—)	9名 (4名)

（注）1．取締役の報酬につきましては、従来、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、各取締役に求められる職責及び能力等を勘案し、取締役会から授権された代表取締役CEOが適正な報酬額を決定することとしておりましたが、取締役の報酬の決定に関する意思決定プロセスの透明性と客観性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、2022年４月14日付で取締役会の任意の諮問会議体として、報酬諮問会議を設置しております。今後は、取締役の報酬につきましては、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、各取締役に求められる職責及び能力等を勘案し、報酬諮問会議の答申を経て取締役会で決定を行います。

なお、当社には役員退職慰労金制度はありません。

2．監査役の報酬につきましては、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役における協議により決定しております。

3．上記の取締役の支給員数には、2021年５月25日開催の第８回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役２名を含んでおります。

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、2019年８月21日開催の臨時株主総会において、年額400,000千円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は５名です。

また、上記報酬額とは別枠で、2017年10月２日開催の臨時株主総会において、ストック・オプション報酬として株式会社ＡＬｉＮＫインターネット第１回新株予約権1,750個を上限として付与する旨決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は４名です。

監査役の報酬等の額は、2018年５月28日開催の第５回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は２名です。

② 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年５月25日開催の取締役会において代表取締役CEO池田洋人に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の役割、職責、会社への貢献度を踏まえた基本報酬の年俸額であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の貢献度等について評価を行うには代表取締役CEOが適していると判断したためであります。

なお、当社は2022年４月14日付で取締役会の任意の諮問会議体として、報酬諮問会議を設置しており、今後は、取締役の報酬につきましては、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、各取締役に求められる職責及び能力等を勘案し、報酬諮問会議の答申を経て取締役会で決定を行います。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

a．社外取締役柴田幸夫氏は、ジン・パートナーズ株式会社代表取締役及び株式会社エヌリンクス社外取締役を兼務しております。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

b．社外監査役木村貴弘氏は、木村・多久島・山口法律事務所パートナー弁護士を兼務しております。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

c．社外監査役渡邉淳氏は、公認会計士渡邉淳事務所代表及び株式会社H&Hホールディングス社外取締役を兼務しております。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	柴　田　幸　夫	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、主に経営者及び社外取締役としての豊富な経験を通じて培った専門的知見から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を行うなど、経営監督機能を十分に発揮しております。
監査役	小　林　慎太郎	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回の全てに出席し、主にIT業界の豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っております。
監査役	木　村　貴　弘	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回の全てに出席し、弁護士としての専門的知見からの発言を適宜行っております。
監査役	渡　邉　　淳	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回の全てに出席し、主に公認会計士として豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っております。

5．会計監査人の状況

（1）名称　　EY新日本有限責任監査法人

（2）報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、会計監査人より作成及び提出された見積書について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

（3）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提出する議案の内容として決定いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事項に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

（5）責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ａ．当社及び役職員が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように、コンプライアンスガイドラインを定める。

ｂ．当社のコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、取締役の法令違反につき通報できる体制をとり、コンプライアンス体制の機能状態をモニタリングする。

ｃ．取締役会の事務局を設置し、①必要に応じて速やかに取締役会を開催し、取締役会上程基準の定める事項が適時に上程・審議される体制とし、②取締役会の議案について十分な審議を可能とする資料の作成支援、議案内容の事前説明を行うことにより、社外取締役及び監査役の議案の理解を促し、適法性その他の確認が適切になされることを確保する。

ｄ．取締役は、他の取締役の法令又は定款に違反する行為を発見した場合、直ちに監査役会及び取締役会に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程及び情報セキュリティ規程に従い、適切に記録、保存、管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ａ．当社のリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。

ｂ．内部監査担当者は各組織のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ａ．取締役会は、取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程及び稟議規程等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく業務執行の迅速かつ効率的な処理を推進する。

ｂ．取締役の職務の執行を効率的に行うことを確保する体制として、月１回定例の取締役会の他、随時に取締役の大多数で構成する会議を開催し、基本方針・戦略を決定する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部監査担当者が監査計画を立案し、各部門の監査を定期的に行う。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

a．監査役が必要と判断し求めた場合には、監査役の職務を補助する使用人を速やかに設置する。

b．補助すべき使用人を設置する場合には、使用人の人数や人事異動・人事考課などについては監査役会の同意を要するものとし、取締役からの独立性が確保されるよう、その人事については、取締役と監査役が協議を行う。

⑦　監査役への報告に関する体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a．重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、監査役は取締役会に出席する。

b．監査役は、月１回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、監査法人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

c．取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。

d．監査役は、取締役会議事録等の業務執行に関わる記録を常に閲覧することができる。

e．監査役は、稟議書等全ての重要な決裁書類を確認することができる。

⑧　反社会的勢力排除に向けた体制

a．当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、社会的責任及び企業防衛等の観点から、断固として対決する旨を、活動方針に定める。

b．反社会的勢力からの不当な要求があった際は、顧問弁護士へ逐一相談を行うこととする。

⑨　財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、会社法、会社法施行規則及び金融商品取引法に基づき財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の体制整備、運用、評価を継続的に行うことで、不備に対する必要な是正措置を講じるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

取締役会は取締役４名（うち社外取締役１名）で構成されており、監査役出席のもと開催しております。当事業年度においては取締役会を14回開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項の決議等を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

また、監査役３名は全て社外監査役であり、取締役会及びその他の重要な会議

に出席すること等により、意思決定の過程及び職務の執行状況を把握、監視するとともに、代表取締役、内部監査担当者及び監査法人と定期的な意見交換を実施しております。あわせて、監査役会を開催し、監査役間での情報共有を行っております。

内部監査については、内部監査担当者が作成した内部監査計画に基づき、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役に報告しております。

7．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2022年２月28日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,640,402**	**流動負債**	**118,276**
現金及び預金	1,349,151	買掛金	4,548
売掛金	164,499	未払金	13,890
前払費用	21,256	未払費用	16,682
未収入金	102,129	未払法人税等	65,237
その他	3,366	未払消費税等	12,219
固定資産	**164,668**	預り金	5,697
有形固定資産	**15,902**	**負債合計**	**118,276**
機械及び装置	15,057	**(純資産の部)**	
工具、器具及び備品	845	**株主資本**	**1,686,795**
投資その他の資産	**148,766**	**資本金**	**138,087**
投資有価証券	359	**資本剰余金**	**173,304**
長期前払費用	96,622	資本準備金	135,087
投資不動産	35,746	その他資本剰余金	38,216
繰延税金資産	9,028	**利益剰余金**	**1,375,620**
その他	7,009	その他利益剰余金	1,375,620
		繰越利益剰余金	1,375,620
		自己株式	**△217**
		純資産合計	**1,686,795**
資産合計	**1,805,071**	**負債純資産合計**	**1,805,071**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2021年３月１日から
2022年２月28日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**649,695**
売上原価		**155,138**
売上総利益		**494,556**
販売費及び一般管理費		**274,126**
営業利益		**220,430**
営業外収益		
為替差益	630	
不動産賃貸料	2,154	
保険配当金	1,038	
その他	50	3,873
営業外費用		
不動産賃貸費用	8,736	
その他	255	8,992
経常利益		**215,310**
特別利益		
保険解約返戻金	87,585	87,585
特別損失		
投資有価証券評価損	2,141	2,141
税引前当期純利益		**300,755**
法人税、住民税及び事業税	105,405	
法人税等調整額	△9,894	95,511
当期純利益		**205,244**

（注） 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2021年３月１日から
2022年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	135,345	132,345	38,216	170,561
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	2,742	2,742		2,742
特別償却準備金の取崩				
当期純利益				
当期変動額合計	2,742	2,742	—	2,742
当期末残高	138,087	135,087	38,216	173,304

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
	特別償却準備金	繰越利益剰余金				
当期首残高	3,594	1,166,782	1,170,376	△217	1,476,065	1,476,065
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）					5,485	5,485
特別償却準備金の取崩	△3,594	3,594	—		—	—
当期純利益		205,244	205,244		205,244	205,244
当期変動額合計	△3,594	208,838	205,244	—	210,729	210,729
当期末残高	—	1,375,620	1,375,620	△217	1,686,795	1,686,795

（注）　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・市場価格のないもの　　移動平均法による原価法

② たな卸資産

・仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
機械及び装置　　17年
工具、器具及び備品　４年

② 投資不動産

定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物　　９年

(3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年３月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3．会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資不動産　35,746千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した算出方法

当社は、期末日において資産又は資産グループに減損が生じている可能性（以下「減損の兆候」という。）を示す事象がある場合には、当該資産又は資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。減損の兆候がある資産又は資産グループについての減損損失を認識するかどうかの判定は、当該資産グループごとに収益性の低下又は市場価額の著しい下落により減損の兆候の有無を把握し、兆候が識別された物件に関して、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを見積り、当該見積り総額が帳簿価額を下回る場合には、その「回収可能価額」を「正味売却価額」又は「使用価値」との比較により決定し、「回収可能価額」が固定資産の帳簿価額を下回るものについて減損損失を認識、回収可能価額まで帳簿価額を減額、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

当社は、資産のリスク分散を図るため、市場として成熟していて比較的価格変動が安定しているアメリカ合衆国のハワイ州において、投資のための不動産を保有しており、当社における重要な資産となっております。当事業年度においては、投資不動産の事業活動から生じる損益は継続してマイナスとなっており減損の兆候が存在していることから、減損損失を認識するかどうかの判定を行った結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから減損損失を認識しておりません。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローを算出するうえで用いた主要な仮定は、正味売却価額であります。正味売却価額は、ハワイ州が公表している固定資産税評価額及び周辺地域の取引事例を踏まえ見積りを行っております。なお、新型コロナウイルス感染症が投資不動産の正味売却価額に与える影響は軽微であると判断しています。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

4．貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　26,085千円

（2）投資不動産の減価償却累計額　36,122千円

（3）当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達に備えるため、取引銀行３行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度の末日における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	300,000千円
借入実行残高	― 千円
差引額	300,000千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

（1）当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　2,136,900株

（2）当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　68株

（3）当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　67,800株

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	3,471千円
ソフトウェア	7,182 〃
投資有価証券評価損	655 〃
その他	168 〃
繰延税金資産計	11,477千円
繰延税金負債	
長期前払費用	△2,449千円
繰延税金負債計	△2,449千円
繰延税金資産の純額	9,028千円

7．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要な資金を調達しており、一時的な余資は普通預金で保有しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は非上場株式であり、発行会社の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、当社のコーポレート部が所管となり、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、適切に表示しております。

b 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、一部外貨建ての普通預金を保有しておりますが、取引規模が非常に僅少であり、残高も少額なため為替の変動リスクを重要なものと認識しておりません。

c 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、当社コーポレート部が所管となり、適時に資金繰計画を作成及び更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注2)

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,349,151	1,349,151	—
(2) 売掛金	164,499	164,499	—
(3) 未収入金	102,129	102,129	—
資産計	1,615,779	1,615,779	—
(1) 未払法人税等	65,237	65,237	—
負債計	65,237	65,237	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらすべては短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 未払法人税等

未払法人税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

非上場株式	359

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、上表には含めておりません。

当事業年度において、非上場株式について2,141千円の減損処理を行っております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
現金及び預金	1,349,151	—	—	—
売掛金	164,499	—	—	—
未収入金	102,129	—	—	—
合計	1,615,779	—	—	—

8．賃貸等不動産に関する注記

（1）賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、資産のリスク分散を図るため、市場として成熟していて比較的価格変動が安定しているアメリカ合衆国のハワイ州において、投資のための賃貸不動産を有しております。

（2）賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額（千円）	当事業年度末の時価（千円）
35,746	57,775

（注）1．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2．期末の時価は、ハワイ州が公表している固定資産税評価額を勘案して算定しております。

9．1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額　789円39銭
（2）1株当たり当期純利益　96円42銭

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年４月26日

株式会社ＡＬｉＮＫインターネット
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　上　林　三子雄

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　藤　原　　選

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＡＬｉＮＫインターネットの2021年３月１日から2022年２月28日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年３月１日から2022年２月28日までの第９期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年４月26日

株式会社ＡＬｉＮＫインターネット　監査役会

常勤社外監査役　小　林　慎太郎　印
社外監査役　木　村　貴　弘　印
社外監査役　渡　邉　　淳　印

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議　案　定款一部変更の件

(1) 提案の理由

①業務の効率化を図ることを目的として、東京都新宿区から東京都豊島区に本社を移転することに伴い、現行定款第３条（本店の所在地）を変更するものであります。

②「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第１条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年９月１日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　総　則	第１章　総　則
（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。	（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都豊島区に置く。

現　行　定　款	変　　更　　案
第3章　株　主　総　会	第3章　株　主　総　会
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）	（削除）
第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	
（新設）	（電子提供措置等） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
（新設）	（附則） （電子提供措置等） 1．変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年９月１日から効力を生ずるものとする。 2．前項の規定にかかわらず、2023年２月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 3．附則（電子提供措置等）は、2023年３月１日または前項の株主総会から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。 （本店の所在地変更） 定款第３条（本店の所在地）の変更は、2022年８月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、附則（本店の所在地変更）は本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区九段北四丁目２番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）
５階　大雪
TEL 03－3261－9921

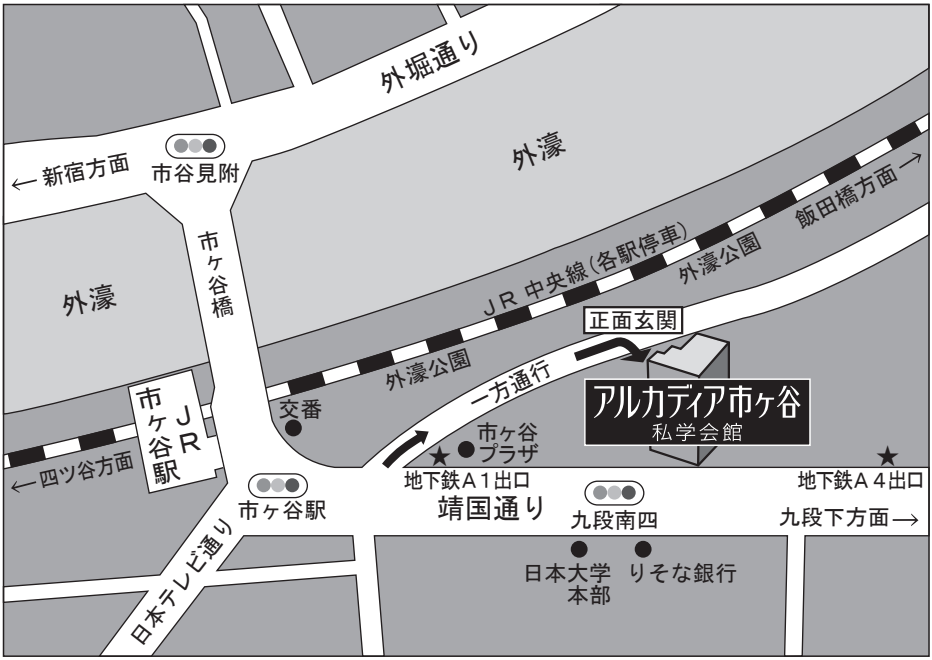

電車でのアクセス方法
ＪＲ中央線（各駅停車）　市ケ谷駅から徒歩２分
地下鉄　有楽町線・南北線　市ケ谷駅（Ａ１）出口から徒歩２分
地下鉄　都営新宿線　市ケ谷駅（Ａ１・Ａ４）出口から徒歩２分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。